

令和 6 年 第 13 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 6 年 12 月 19 日 開催

雫石町農業委員会

# 令和6年第13回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年12月19日(木) 午前9時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

## 3 出席した委員

### 農業委員

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 1 番  | 藤村  | 正彦  |
| 2 番  | 晴山  | 英俊  |
| 3 番  | 山崎  | 忍   |
| 4 番  | 高橋  | 浩之  |
| 5 番  | 砂壁  | 純也  |
| 6 番  | 坂下  | 千枝子 |
| 8 番  | 川口  | 英敏  |
| 9 番  | 八丁野 | よし子 |
| 10 番 | 松本  | 光正  |
| 11 番 | 黒沢  | 菜穂子 |

### 農地利用最適化推進委員

|     |      |     |
|-----|------|-----|
| 雫石  | 階    | 保   |
| 雫石  | 横手   | 克文  |
| 雫石  | 小谷地  | 昇   |
| 御所  | 吉田   | 光彦  |
| 御所  | 米澤   | 晃   |
| 御所  | 新田   | 善男  |
| 御所  | 高橋   | 大和  |
| 西山  | 滝澤   | 美紗子 |
| 西山  | 柿木   | 一明  |
| 西山  | 荒塚   | 秀則  |
| 西山  | 山本   | 長栄  |
| 西山  | 袖林   | 一   |
| 御明神 | 小志戸前 | 健一  |
| 御明神 | 南野   | 仁   |
| 御明神 | 新田   | 華織  |
| 御明神 | 松ノ木  | 奈々子 |
| 御明神 | 下川原  | 幸宏  |

## 4 欠席した委員

農業委員 7 番 前 茂見

推進委員 雫石 木村 正美

## 5 議事日程

### 1. 会議録署名人及び書記の指名

|       |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について                         |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について                       |
| 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について              |
| 議案第2号 | 農用地利用集積計画に対する可否決定について                        |
| 議案第3号 | 適用外証明願に対する可否決定について                           |
| 議案第4号 | 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について |

## 6 職務のため出席した職員

|    |       |        |      |    |        |
|----|-------|--------|------|----|--------|
| 局長 | 太田 弘幸 | 副主幹兼係長 | 高橋 恵 | 主査 | 四ツ家 広衣 |
|----|-------|--------|------|----|--------|

開会時間 午前９時 00 分

議 長

ただいまから令和６年、第 13 回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、農業委員 10 名、推進委員 17 名、計 27 名です。  
雫石町農業委員会規則第 11 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
はじめに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長

(事務局長、資料により説明)

議 長

事務局より報告がありましたが、確認したいことなどはございませんか。

6 番 坂下委員

1 月 21 日の総会は 9 時からですか。

太田局長

誤植でございました。14 時からでございます。失礼いたしました。

議 長

なければ、会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第 13 条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には、8 番 川口英敏委員、9 番 ハ丁野よし子委員、書記には事務局の 高橋副主幹、四ツ家主査を指名いたします。  
次に、報告第 1 号から第 2 号を行います。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

それでは、報告第 1 号から第 2 号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

3 ページをご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」表のとおり 7 件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

4 ページから 7 ページをご覧ください。

報告第 2 号 「農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について」 表のとおり 12 件提出がありました。

番号 1 から 11 は、いずれも借受人の労働力不足のため解約するものですが、番号 1 から 8 までは第三者と新たに貸借するため、関連する案件をこのあと議案第 3 号でご審議いただきます。

番号 12 は、解約し賃借人と売買するためです。関連する案件をこのあと議案第 3 号で、ご審議いただきます。

以上で報告を終わります。

議 長 事務局から報告がありました、これに質問などございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告第1号から2号を終わります。  
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 議案第1号について説明いたします。  
総会資料の8ページをご覧ください。  
番号1、〇〇、田1筆、面積1,966㎡、3条有償移転  
譲渡人〇〇、譲受人〇〇。申請事由は、譲渡人が離農するためです。場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。  
詳細な位置などは参考資料の2から3ページをご覧ください。  
番号2、〇〇、畑2筆、面積計48,438㎡、3条有償移転、  
譲渡人〇〇、譲受人〇〇。  
申請事由は、譲渡人の相続人不存在による相続財産清算のため売買するものです。場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。  
詳細な位置などは参考資料の6から7ページをご覧ください。  
また、総会資料の9ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を4番 高橋委員にお願いいたします。

4番 高橋委員 高橋です。  
12月13日、私と吉田推進委員、新田推進委員の1班3名と事務局で現地を確認してきました。  
番号1について報告いたします。  
現地を確認したところ、参考資料の4ページのとおり秋打ち後の状態でした。  
譲受人は売買後も水稻を作付けるとのことなので問題ないと思われます。  
次に番号2について報告いたします。  
現地を確認したところ、参考資料の8ページのとおり一面が雪の状態でした。  
こちらの農地は譲受人の耕作地と隣接しており、売買後は譲受人が生産している大根を作付けしていくとのことなので問題ないと思われます。  
以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第 2 号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議すること  
に、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、分割して審議いたします。  
初めに、所有権移転 番号 1 及び利用権設定 番号 1 から 2、番号 6 から 7 並び  
に 一括方式 番号 1 から 3、番号 5 から 29、番号 31 から 34 について、事務局の  
説明を求めます。

(暫時休憩)

議 長 申し訳ございません。時間を押してご迷惑かけました。  
それでは本日、前委員が欠席でしたので改めて順番を説明したいと思います。所  
有権移転の番号 1 及び利用権設定の 1 から 2、番号 6 から 7、並びに一括方式  
番号 1 から 3、番号 5 から 29、番号 31 から 34 について事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 議案第 2 号について説明いたします。  
なお、本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし  
ていることを先に申し添えます。

総会資料の 10 ページをご覧ください。

始めに売買による所有権移転について説明いたします。

番号 1、〇〇、田 1 筆、畑 2 筆、面積計 15,936 m<sup>2</sup>、  
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額 700,000 円。

次に利用権設定の計画内容について説明いたします。  
11 から 14 ページをご覧ください。

番号 1、〇〇、田 2 筆、面積計 4,667 m<sup>2</sup>、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 2、○○、田 10 筆、面積計 9,519 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 6、○○、田 2 筆、面積計 4,619 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 7、○○、田 3 筆、面積計 5,047 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

次に、一括方式の内容について説明いたします。

15 ページをご覧ください。

こちらの議案は農地中間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号 1、○○、田 1 筆、面積 2,399 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 2、○○、田 2 筆、面積計 5,966 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 3、○○、田 2 筆、面積計 4,699 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 5、○○、田 2 筆、面積計 12,659 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 6、○○、田 2 筆、面積計 4,724 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 7、○○、田 3 筆、面積計 8,038 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 8、○○、田 13 筆畑 1 筆、面積計 28,166 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 9、○○、田 6 筆、面積計 19,010 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 10、○○、田 6 筆、面積計 23,265 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 11、○○、田 9 筆、面積計 16,138 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 12、○○、田 12 筆、面積計 26,021 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 13、○○、田 2 筆、畑 1 筆、面積計 7,534 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 14、○○、田 4 筆、面積計 5,899 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 15、○○、田 11 筆、面積計 10,164 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 16、○○、田 17 筆、畑 1 筆、面積計 18,524 m<sup>2</sup>、再設定、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 17、○○、田 6 筆、面積計 6,957 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 18、○○、田 2 筆、畑 1 筆、面積計 3,660 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 19、○○、田 3 筆、面積計 2,500 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 20、○○、田 3 筆、面積計 6,103 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 21、○○、田 1 筆、面積 3,217 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 22、○○、田 1 筆、面積 2,128 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 23、○○、田 4 筆、面積計 12,008 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 25、○○、田 4 筆、面積計 8,918 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 26、○○、田 3 筆、面積計 2,229 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 27、○○、田 15 筆、面積計 37,649 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 28、○○、田 5 筆、面積計 7,882 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 29、○○、田 2 筆、面積計 3,493 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 31、○○、田 9 筆、面積計 25,874 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 32、○○、田 19 筆、面積計 31,811 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 33、○○、田 3 筆、面積計 4,448 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 34、○○、田 2 筆、面積計 1,102 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第2号の所有権移転 番号1及び利用権設定 番号1から2、番号6から7 並びに 一括方式 番号1から3、番号5から29、番号31から34 は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定番号3から5を審議いたします。

本案は、荒塚推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(荒塚 推進委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 12 から 13 ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田3筆、面積計8,540㎡、新規、  
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号4、〇〇、田6筆、面積計14,117㎡、新規、  
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号5、〇〇、田4筆、面積計7,150㎡、新規、  
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第2号の利用権設定 利用権設定 番号3から5は、原案のとおり決定いたしました。

(荒塚 推進委員 着席)

議 長 次に、一括方式 番号1、番号3、番号24を審議いたします。  
本案は、吉田 推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結

するまで退席願います。

(吉田 推進委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

16 ページをご覧ください。

番号 4 ○○、田 4 筆、面積計 9,708 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

32 ページをご覧ください。

番号 30 ○○、田 2 筆、面積計 1,181 m<sup>2</sup>、  
再設定、貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第 2 号の一括方式 番号 4 及び 30 は、原案のとおり決定  
いたしました。

(吉田推進委員着席)

議 長

次に、議案第 3 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題と  
いたします。

事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

議案第 3 号について説明いたします。

総会資料の 37 ページをご覧ください。

番号 1 ○○、畑 1 筆、面積 499 m<sup>2</sup>、所有者 ○○。

非農地の事由は、20 年ほど前から駐車場を整備、コンテナハウス等を設置して利用  
していたためです。

場所は、参考資料の 1 ページにあります『適用外：○○』となっているところで  
詳細な位置などは 10 から 11 ページをご覧ください。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料 38 ページに添えて

おりますが、非農地となってから 20 年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を <sup>しんでん</sup>新田推進委員にお願いいたします。

<sup>しんでん</sup>  
新田推進委員

<sup>しんでん</sup>  
新田です。

番号 1 について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 12 ページの写真のとおり物置小屋としてコンテナハウスが置かれ、砂利を敷いて駐車場として利用している状態でした。

現在の状況となってから 20 年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 4 号、農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定についてについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

議案第 4 号について説明いたします。

総会資料の 39 ページをご覧ください。

本案は、今年 6 月から 7 月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し 3 名以上の農業委員、推進委員で「非農地」として判定した農地の非農地判断の可否をお諮りするものです。

利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

番号 1、田 1 筆、面積 12,778 m<sup>2</sup>、所有者 ○○

番号 2、田 2 筆、面積計 373 m<sup>2</sup>、所有者 ○○

番号3、田2筆、面積計213㎡、所有者 ○○

番号4、田1筆、面積163㎡、所有者 ○○

番号5、田1筆、面積130㎡、所有者 ○○

番号6、田2筆、面積計229㎡、所有者 ○○

番号7、田2筆、面積計239㎡、所有者 ○○

以上7件、計11筆について、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおり  
の状況であったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

はい、8番 川口委員。

8番 川口委員

はい、8番 川口です。確認をさせていただきます。

1番の○○さんのところで、外2名というのはどなたですか。

四ツ家主査

外2名の内容は税務課に問い合わせないと詳しいところがないのですが、  
おそらく子供さんたちと持分を 1/3ずつ案分しているんじゃないかと思います。

8番 川口委員

ここの集落は3軒でしたので。

高橋副主幹

1/2が、○○さんで1/4が お2人でした。お名前まではすみませんわかりま  
せんが、3名で持っています。

8番 川口委員

それから、下の2番から7番まで、前回も一部出ましたが ○○の関係で同じ地  
域、場所だと思うので、これくらいの面積を集落の皆さんが全員で持っているところ  
で、自分も現地確認を行ってみました。ほぼすべて非農地になったということ  
でいいのでしょうか。まだ何名かいらっしゃるのでしょうか。

四ツ家主査

まだ8割りくらいかと思います。中にはもう少し押さえていたいという方も何名  
かいらっしゃいましたし今、現にやっているからと別のほうから水を引いて頑張っ  
ているかたもいらっしゃったようですが、今お持ちのかたがたも高齢になってます  
ので、そのかたがたが次に相続されるような時には、次に持たれる子孫のかたがた  
も大変なのではないかなと思いますので、5年、6年後には全部が一体的に非農地  
になるのではないかなと思っております。ただ、農振がかかってますのでいきなり  
ここで開発というのはできないので農振を外してからという手続きになると思ひ  
ます。やがてはそうなると思います。

8番 川口委員

というのは、もう非農地だからということで管理や手入れ、草刈りなどをしなく  
なると思います。そうすると、継続しているかたがたが、どうなのでしょうと、余  
計な心配かもしれないのですが。以上です。

四ツ家主査

実は、こちら自分で登記される場合は、すぐに登記になるのですけれども、職権登記ということで、うちのほうで法務局で非農地で地目変更登記ができるようになってますが、法務局のほうから1回で10件しか出せないという取り決めになっております。そのために、地目が本当に非農地になるには、4、5年かかると思います。なので、その間は皆さんには農地ですから管理はしてくださいというお話しはしておりますので、本当に台帳地目上も農地から外れるまでは管理して下さるのではないかと思います。以上です。

8 番 川口委員

はい、わかりました。

議 長

よろしいですか。他にございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後9時55分

以上が令和6年12月19日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 12 月 19 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 8 番

---

議事録署名人 9 番

---